

紹介

労働調査とプライバシー

松田 芳郎

(東京国際大学教授)

目次

- I おてんと(天道)さまはいつまで見ていたか
- II 労働調査とは何か
- III 統計調査とプライバシー
- IV 調査対象の選定と対象者リストの管理

I おてんと(天道)さまはいつまで見ていたか

1 「おてんとさま」

「おてんと(天道)さまが見てらっしゃる」という言葉はついこの間まで聞かれたような気もするが、もう今では死語であろう。ここでお天道さま、こと太陽と呼んでいるのは、宗教意識が希薄だといわれている日本人にとっての一種の宗教規範であり、農耕社会において最も重要な気候を支配する太陽神崇拝であると解釈することも出来るが、もっと直截に、世間が見ているというに近いのかもしれない。「ご先祖様に恥ずかしくないように」というのも同じようなものかもしれない。一部に「世間」というものを特殊日本的なものとして捉える向きも在るが、私はキリスト教社会のCommuneの規制と同じであり、それは、どのような社会であっても、社会という以上そこには倫理規範が存在することを意味している以上の何者でもない。倫理規範を守るかどうかは、社会が相互監視していると考えるかあるいは相互に見守っていると考えなのか、そこからは議論が分かれるであろう。しかし、「おてんとさま」を社会規範

と呼ぶとすれば、日本人以外の人に求めるのには無理なほど曖昧な概念であることも確かである。

ユダヤ教、キリスト教、イスラム教どれをとっても一神教の社会であり、そこでは通じない概念である。しいて言うと、宗教ではないが、中国の儒教倫理にそれに近いものを見ることが出来るのかもしれない。儒教倫理となると東アジア社会に共通であろう。

2 社会規範の崩壊と労働調査

ところで、なぜ労働調査に「おてんとさま」が登場するのかを説明しなければならないであろう。土地バブル崩壊前から懸念されていたことであるが、この20年ほどの日本社会の顕著な特徴は、社会全体の結合の規範もまた崩壊したのではないかということである。日本は確かに法治国家であるが、どのような社会でもその社会の約束事をすべて法律で書き込んでいるわけではない。法律に書いていないからといって何でもして良いわけではない。それは、むしろ社会規範として不文律で定められており、だれもそれを事ごとしく法律化しようとは言い出さない。ところが、その不文律が崩れてきているのが日本の現状である。どうやらおてんとさまは、日本人の社会を見るのを止めてしまったらしい。より正確には、日本人の気持ちの中にもはや「おてんとさま」は消えてしまったようである。もともと社会規範としてのおてんとさまは、人の内面倫理の表現である以上、人の内面から消えてしまったならばそれまでである。

社会規範は、本来非常に単純なものでもすんだ

はずである。「なんじ嘘をつくなかれ、なんじ盗むなかれ、なんじ人をあやめる（殺す）無かれ」、本来これだけで社会は存続しうるはずである。そして「嘘つきは泥棒の始まり」であるならば、それはひとつの戒律でよかったのかもしれない。この基本規則が崩れてきたとするならば、一事が万事、もはやあらゆることを事細かに規定せざるをえなくなる。

先に、倫理と宗教とが切り離せない以上、多民族国家となってきた場合の社会規範をどう構築するかは難しい問題である。一部には最近の犯罪の多発は外因性のものであり、日本民族の問題であるとは意識されてなかった。例えば、私の経験では、かつて、さる国の留学生が「この国は信じられない国である、金庫が路上に放置してある」といったが、その意味がわからずに、私は聞き返した。金庫というのは自動販売機のことだった。そっくり持っていけばその中のお金が手に入るのになぜあのように置いておけるのかという意味であった。しかし現在の日本は、自動販売機どころか、銀行の現金自動払い機器がパワーショベルで持ち出されるようになっていてそれは日本人自身の犯罪である。また拘りというのは、指先の技巧を誇る(?)ものであったのは昔のことであり、電車の中であるいは街中で取り囲んで、金品を奪う暴力拘りが隣国からやって来る状況になった。これらは、いずれも来日の犯罪者の話であり、それが一部の外国人の話ではなく、外国人と共謀しての犯罪であることもあるが、主流は日本人の犯罪であることも多くなってきた。近い将来、少子高齢化社会の解決策として外国人労働者の大量流入があるとすれば、バブル期に建築労働者として単純労働をする外国人が大量に流入した時とは違って定住者として流入するわけであるから、日本を多民族国家としてどう建設するかの話であり、別個のことになる。

むしろ、現在の日本の犯罪は、高齢者相手の詐欺であるとか、さまざまな組織犯罪が増加してきている。これが現実である以上、個人情報保護法によってさまざまな個人情報を保護する必要がでてきている。もはや、日本は何が良くて、何が悪いのかを内面倫理で律しきれない人々の集合になっ

たことの証左であるといつては、言い過ぎであろうか。この社会が、個人情報を悪用する人によって構成される社会になったことを前提として考えざるをえない以上、労働調査もそのような社会を前提として考えなければならない。

3 政府統計と個人情報保護法

労働調査を含めてさまざまな統計調査があるけれども、それら統計調査一般は別として、最初に政府統計の場合の個人情報を考えてみよう。そこでは、個人情報を悪用する人の存在を前提として、個人情報保護法が制定されるようになった。それでどこまで守られるのかという問題と、個人情報保護法が逆に社会にとって必要な情報を集めるのに桎梏となるのではないかという問題である。

政府の統計は、統計法と統計報告調整法の二つの法律で管理されている。統計は個人情報を扱う以上、これまでのこの統計関係法規との関係をどのようにするかが問題となって、個人情報保護法に合わせて、統計関係法規も改定された。すなわち、統計関係法規の規定で対象となるものは当該調査の所管する行政機関では、個人情報保護法の適用除外になっている（統計法第18条の2。統計報告調整法第12条の3）。

政府統計以外の民間の各種統計調査になると、問題は二重に複雑になる。周知のように労働調査は、政府以外の統計調査、実態調査の類が多いからだけでなく、政府自体が外部委託して民間が調査を行うことがあるからである。つぎにその問題を少し詳しく考えてみよう。

II 労働調査とは何か

1 政府統計の労働調査の分類：指定統計と承認・届出統計

統計調査一般ではなく、最初に当面の課題である労働調査とは何であるかを考えてみよう。

労働調査はその調査対象と調査方法の点から大きく分けて、労働者個人の状況を調べる調査と雇っている労働者に関する調査、に分けることが出来る。前者は、非労働者を含めた個人一般の調査の

中に含まれることもあり、そのときは世帯がまず抽出単位となりそこから個人を抽出して調査するのが普通である。それに対して、後者は、人を雇っている事業体・企業、事業所等が対象になり、そこで働いている人総計が問題になる場合が多い。ただ時には、後者であっても、そこで働いている個人が対象となる場合もあり、その場合には、前者と区別しがたい。

具体的には、政府統計を例にとると、個人を調べる調査としては、まず日本に居住しているすべての人（国籍を問わず3カ月以上の居住者）を対象とする「国勢調査」（人口センサス）があり、世帯を単位としてその中に含まれる人のすべてを5年に一度調査する。そこでは、性別・年齢の他に、労働調査としては、就業状態・就業先が調査項目に含まれている。この調査を標本抽出枠（母集団リスト）として、標本調査が行われる。毎年・毎月の実際の就業状況（アクチュアル・ステータス）を調べる「労働力調査」と、5年に一度の大型標本調査である「就業構造基本調査」が通常の実際の就業状況（ユージュアル・ステータス）を調べている。また5年に一度の大型標本調査として、「社会生活基本調査」があり、10月の特定日の24時間の生活時間と一年間の生活行動を調べている。したがってこれらを組み合わせると、労働時間から就業状況（常勤・非常勤の別等）、働いている所属産業・職業等の基本的な労働調査としての役割を果たしている。

ここで注目すべきことは、国勢調査は、日本に居住している者全員を対象としているが、労働力調査・就業構造基本調査・社会生活基本調査は、「国民の就業状況および不就業状況」「国民の社会生活の実態」を調べると規定されているから、日本国籍者に限定されていると解釈される。調査項目には、国籍条項は含まれていない。外国人労働者の問題が重要視されながら、国勢調査以外は政府統計としては定期的には調査されていない。

これに対して、企業体・企業、事業所を対象とする調査では原則、そこで働いている人の国籍を問うことはない。したがって、そこでの集計量と世帯調査の集計量とは全数調査（センサス）である「事業所・企業統計調査」と国勢調査とでだけ

れば正確には対比できない。しかし、事業所・企業統計調査の前身である「事業所統計調査」が3年に一度の周期調査の頃は、15年に一度同様に調査されるので時点のずれをそれほど意識する必要がなかったが、2年、3年間隔で全体として、大調査年は5年に一度になってからはそのような対比は出来ない。より正確には、複数事業所に勤務する者がいる限り、頭数で計る事業所・企業統計調査と重複勘定のない国勢調査とでは、前者のほうが多いはずである。はずであるといったのは、調査対象事業所の把握漏れと、存在が明らかであっても調査票が未回収事業所が存在しているからである。不法滞在外国人の調査漏れがあったとしても、国勢調査の未回収世帯のほうが数は少ないのでここからの有業人口の把握のほうが精度が高いと想定される。

この事業所・企業統計調査の結果を標本抽出枠として、標本調査が行われている。例えば、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」「賃金構造基本統計調査」はそれに該当する。毎月勤労統計調査は、事業所単位に男女別に集計されるのが基本であるが、「特別調査」では個人別の値が調査される。同様に賃金構造基本統計調査は、事業所別票と個人別票があり、双方の値が調査される。

経済産業省の「工業統計調査」「商業統計調査」「企業活動基本調査」などの諸調査や財務省の「法人企業統計調査」、文部科学省の「学校基本調査」などは、事業所あるいは企業単位の集計量である。この点は、厚生労働省の旧厚生省の所管の病院等を対象とした「医療施設調査」と共通である。

ここで示した統計調査は、基本統計として指定されている統計法で定義された指定統計調査である。政府統計にはこのほか小規模の届出統計調査と統計報告調整法による総務大臣の承認を必要とする承認統計とがある。この承認・届出統計調査は、非定期的な一回限りの調査が多い。したがって、原理的には、社会の動向に敏感に反応するものであることが多いはずである。実態は、承認・届出の手続きは結構煩瑣であり、省庁はむしろ外部委託して調査をすることが多い。問題は、外部委託された調査は委託先の調査として行われる以

上、「××省の委託により行う」という協力依頼状は本来違法なはずであり、その結果として、回収率が低いのが通例である。政府の実施する標本調査の回収率は、中小企業を対象とした回収が難しい調査であっても、低くても70%程度は保っている。これに対して、調査会社等に委託した調査の多くは30%程度であり、50%台を確保するのは困難である。この状態は最近でもあまり変わりはない。

2 届出統計で調べるか外部民間委託をするか

具体的な例を挙げてみよう。高度成長期の日本の労働市場では、欧米とは異なって単身赴任という形態が多かった。この状況を調査した労働省の大臣官房政策調査部の報告書に『転勤と単身赴任：転勤と勤労者生活に関する調査研究会報告』（1991）がある。これは、天谷正教授を主査とする研究会であるが、その研究の一環で、財団法人労働問題リサーチセンター経由で株式会社調査研究所に「転勤と勤労者生活に関する調査」を委託している。これは従業員5000人以上の企業から52社抽出し、1社から6事業所、計312事業所から単身赴任者1560人、家族帯同者1560人を調査対象転勤者として、それぞれ31.6%、29.3%の回収率で回答を得ている。調査結果は極めて興味深いものであり、この調査結果がどのように実際の労働政策に活用されるか、また本格的な政府統計として確立するかが関心の的であった。ただ、この標本設計では、日本全体の単身赴任者と単身赴任送り出し世帯がどの程度存在するのかといった全国値を推定するには十分ではなかったことは言うまでも無い。研究会の報告書としては、労働省「雇用管理調査」「雇用動向調査」「賃金労働時間制度等総合調査」を使用して推定しているが、必ずしも多くないことが総務庁統計局「就業構造基本調査」結果と比較すると明らかである。すなわち、民間部門の単身赴任者は、その調査では、1987年では約41.9万人に達している。

当時厚生省統計情報部の委託研究で奥野忠一教授を代表として「国民生活基礎調査」の個別マイクロデータを利用して、単身赴任世帯・単身赴任者送り出し世帯等の全国値の推計を行っている。単

身赴任世帯と送り出し世帯の詳細な生活実態は、上記の報告書のように詳しくないが、それ以外の世帯との違いをかなり浮き彫りにできている。問題は、このような問題提起がされていたにもかかわらず、政府の指定統計の調査方法・内容の変更は、短期的には実現しないのが現状である。

統計審議会は、統計行政の新中長期構想と題する答申を、1995年春に行った。そこでは社会の変容に即応した統計調査概念として「世帯」の見直しを提言した。それは、単身赴任者、老人単身世帯が老人の子世帯が近隣同居の有無等の概念の導入を5年周期の大型標本調査である1996年の社会生活基本調査、次に1998年の「住宅・土地調査」、1999年の「全国消費実態調査」、までは実施されたが、中間の1997年の就業構造基本調査では導入に至らず結局改革は世帯単位の大型標本調査では一巡せずに中断されてしまった。

このことは、政府統計の変革は極めて緩慢でありかつ強力な推進者が統計審議会から去るととたんに改革は止まることを意味している。現在の統計調査票のほんの些細な変更で実現することも難しいだけでなく、折角改革した調査項目ですら統計審議会の提案で実現し、内発的な動機が統計部局の中に無い時には、集計には活用されずに終わっていた。この単身赴任者と送り出し世帯の集計は、統計審議会の統計行政の新中長期構想で提唱された、とりあえず統計法14条2項のマイクロデータの目的外使用が、大学の研究者への門戸開放として慎重であるが少しずつ実現した結果として、研究者の側からの特別集計が行われ、2005年度には少しずつ単身赴任者と単身赴任送り出し世帯の全容が明らかになってきている。このことは労働省の問題提起以来20年近くなってやっと研究者の側の関心があると全国値の推計が実現するということになる。このように考えると、全国値としての正確な数値を求めるよりも、仮に全国推計が不可能でも、小規模な調査を承認あるいは届出をする煩雑さを避けて、外部委託を追求する方に傾くこともあるかもしれない。

問題は省庁の委託調査の場合にも、政府統計としての重みを後光として背負わない時の回収率の低さの問題になる。回収率だけでなく、個人情報

保護法の成立する背景で言及したように、急速に増加する社会の各種情報の悪用は、調査そのものを不可能にする可能性をもっている。また研究者の側からの自発的調査の重要性も無視できない。例えば、単身赴任者の問題と同じように近年研究者の関心を集めている問題に、就労目的での外国人の不法滞在の問題がある。これらの労働者がどの程度であるかの総数の把握は、そもそも国勢調査での把握が過小評価を含むだけにどのようにして測定するかが重要な課題である。最近の試みは、出入国統計での累積的な滞留者の数からの推計である。これは幾つかの学会報告がなされている。今ひとつは、いわゆるフリーターと呼ばれる若年不特定就労者の推計である。これも就業構造基本調査のマイクロデータを基にした推計が、法政大学の森博美教授を中心とする研究組織で試みられている。この段階になると、就業構造基本調査での世帯構造把握のための調査票の概念設計の変更がなされていないことが悔やまれるが、これは政府の外の研究者としては現在入手しうるデータとしては仕方がないと言わざるをえない。

統計審議会が省庁再編の行政改革の波の中で、建議機能を失って、法施行型審議会に移行した結果、上記の統計審議会の統計行政の新中長期構想に代わるべきものとして検討されたものが、統計関係部局の申し合わせとしての「統計行政の新たな展開」である。しかしこの構想はその成立からして、より拘束力の弱いものであり、ここで問題にしているような世帯概念の抜本的再検討までは踏み込んでいない。

さて、無いものねだりをしても仕方がないので、政府統計の外でのさまざまな統計調査あるいは実態調査が、個人情報保護法下でどのような問題点を抱えているのか、またどのようにして調査が可能であるかについて検討してみよう。

Ⅲ 統計調査とプライバシー

1 研究者の実態調査あるいは統計調査の最近の動向

研究者による労働関係の諸調査、これまで労働

調査と呼ばれるものについては、第2次世界大戦の敗戦後に大きな調査ブームと呼ばれるような高まりを見せており、その全容は、労働調査論研究会編『戦後日本の労働調査』（東京大学出版会、1970年）としてまとめられている。しかしその後の高度経済成長は、労働者の生活水準も高まるという結果になり、労働に対する諸調査も国内よりも日本企業の海外進出に伴った海外労働市場に関心が移り、多くの業績がまとめられている。

これは、一つには、1970年代の大学紛争に端を発する大学の講座制の崩壊がある。講座制の崩壊にともなって教授を中心とする教室単位の調査がやりにくくなったからである。他方、高度成長は大学の研究費の増加をもたらすとともに円高はその研究費を持って海外調査を行うことを可能にしていっていった。円高が海外調査を可能にしたというのは、第2次世界大戦後の日本におけるさまざまな調査が、海外からの研究者が資金を携えて行われたことを想起すると良い。その頃の状況の海外での今度は日本人の研究者による再現がなされたと思えばよい。日本企業の進出する東南アジア諸国での、良質な研究者の存在は、敗戦後の日本の大学等の状況と類似している。

しかし国内で調査を行う必要性がなくなったわけではない。とすると、教室単位の調査研究による調査技術の伝承は崩壊したが、民間調査会社に委託する方法がないわけではない。けれども、日本社会の倫理意識の低下は、この世界でも例外ではない。頻発する、調査会社の調査を行わずに、調査個票の記載をでっち上げる、いわゆるメイキングの横行である。日本の学界でもこのような状況を放置できないと考えて、日本社会学会を中心として調査法の知識と技術の伝承に積極的に乗りだしてきて、社会調査士の資格認定を行うための講義と実査訓練の整備に乗りだして、2003年10月から具体的に社会調査士資格認定機構を発足させて動き出している。そこで大きな課題は、調査の円滑な実施とプライバシー意識との関連である。

2 標本統計調査とプライバシー

研究者の行う調査も、民間企業の行う調査も、予算の限界から全数調査でなく、部分調査いわゆ

る標本調査にならざるをえない。これは政府組織の調査も同様であり、予算の限界だけでなく、詳細な調査を行おうとすると調査員の訓練から集計のための調査結果のコードの格づけまで考えると全数調査は無理である。今年、2005年が実施年であり、この10月1日に実施された、5年周期の国勢調査の要する人件費の予算を想起すると良い。

標本調査で調査が実施されることになると、プライバシーに対する考えも180度変わってくる。統計というのは、本来集計して全体を捉えようという発想であるから、調査結果は個人情報とは結びつかないはずである。しかしそれであっても全数調査であるならば、情報が漏洩した時には個人情報も漏れることも事実である。したがって政府統計では法律で統計作成以外の目的には使用しないことを明記し、調査関係者がそれに違反した時の罰則規定を設けている。その上で、集計処理の際に個別情報、すなわち個票データが万が一漏れても回答者が識別できないように、固有名詞等は削除して保存することになっている。けれども標本調査であるならば、仮に漏れたとしても、個人識別情報が無い限り、識別不可能である。可能な場合は、調査対象者の名簿が同時に流出して、標本がその属性から特定できる場合である。

標本調査で仮に属性から特定できるためには、統計理論からは別な条件を満たすことが必要になってくる。仮にある属性が、調査可能な対象者のすべて（これを母集団 (population) と呼んでおく）のなかで一つしか存在しないとす。人の場合で、130歳の人を想定してみると良い。それが男女いずれかであれ、おそらく、日本の場合でも一人だろうから、容易に特定可能になる。このような場合には、仮に標本抽出したとしても、標本に選ばれたとすれば、その人は特定可能になる。（これは、母集団ユニークなものが、標本ユニーク (sample unique) と一致することを意味する）。

現実には、属性の管理、例えば、70歳以上の人は、70歳以上として各歳ごとの表示はしない（トップコーディングと呼んでいる）等の処理を施すと、複数の属性を組み合わせたとしても、母集団ユニークなもの出現頻度は減っていく。した

がって、標本ユニークなものが母集団ユニークである可能性も減ってくる。従って、適切な属性管理をするならば、標本ユニークであっても問題になる確率は極めて低くなるように管理することが出来る。より具体的な管理の問題としては、集計表として公表した後に匿名化処理を施して、ミクロのデータの再利用を認めるかどうかというときに、一部の属性をとりかえるスワッピングと呼ばれる技法を使用して再加工するかといった問題が発生する。具体的には、『講座・ミクロ統計分析』（松田芳郎他、日本評論社）関係の諸巻（第1巻、「統計調査制度とミクロ統計の開示」、松田芳郎・浜砂敬郎・森博美編）を参照されたい¹⁾。

多くの場合標本調査であるから、プライバシーの秘匿の問題は、第一に調査対象者リストが漏洩することがあるか、そのための適切な管理対策がなされるかと第二にどのような標本設計がなされてどのような集計計画を立てるかの問題に帰着する。

IV 調査対象の選定と対象者リストの管理

1 労働調査に必要な調査対象の種類

労働統計は先に詳論したように、世帯を抽出して個人に関する調査を行うか、企業または事業所を抽出して、そこで勤務している個人を抽出するかの二つに大きく分かれる。

前者は、基本的には国勢調査の市区町村別の町丁字別集計情報か基本単位区（統計調査のために設置した区域割り）別集計情報を用いて層化多段抽出を行うことになる。問題は、町丁字別情報にせよ基本単位区情報にせよ、それは行政以外の研究者にとっては、調査対象者名簿としては利用不可能だけでなく、仮に利用できたとしても、古すぎて実用性は無い。そうすると実用的には絶えず更新されている住民基本台帳に依拠せざるをえなくなる。今ひとつは成年者の選挙人名簿である。

後者はいままし複雑である。かつては事業所統計調査に基づいて会社名簿と事業所名簿が刊行されていた。現在は企業秘密の公開につながるとし

て公開されていない。企業に関しては、公開情報である株式市場上場名簿が利用可能である。ただ、この場合には非上場企業については情報が得られないだけでなく、企業規模の上位規模に限定されてくる。

仮に企業が抽出可能であったとして、その中で従業員名簿を提供してもらえるかどうかは、調査員と当該企業の関係に依存するのであり、容易ではない。今ひとつの問題は、派遣出向社員の問題である。1996年に事業所統計調査が事業所・企業統計調査と改正されると共に、調査票の大改定がなされ、企業に雇用されているいわゆる従業員概念から、派遣出向を含む、当該企業が給与を支払っているかとは関係なく、当該企業で仕事に従事しているか否かによる、いわゆる従事者概念で調査することに切り替わった。しかし、それらの派遣出向従事者は、当該企業の把握している従事者でない可能性が存在する。したがって、調査対象個人の把握はかつてより難しくなった。

2 住民基本台帳と個人情報保護法

問題は、個人情報保護法の施行と地方分権化に伴って、地方自治体の中央政府からの独立性の向上である。そのため、各市町村で住民基本台帳等の閲覧が難しくなっている。特に最近のダイレクトメールによる通信販売の増加は、基本的にはこれらの台帳の閲覧を禁止する方向に向かっていくといっても過言ではない。これは個別研究者だけでなく委託調査を行う中央政府においても問題は同じである。先に冒頭の章で述べたように、学術的統計調査に関しては適用除外になるはずであったが、どれがどこまで守られるかは別問題である。

第19期日本学術会議では、この点を苦慮して、

蓮見音彦会員が委員長をしている社会学研究連絡委員会は、関係研究連絡委員会の賛同を得て「学術調査と個人情報保護——住民基本台帳閲覧問題を中心に」を対外報告としてまとめ公表することにした。そこでの提言としては、「①国は、住民基本台帳及び選挙人名簿の学術調査を目的とする閲覧利用を認めることを明示し、地方公共団体に統一的指針を提示することが望ましい。②社会調査を行う研究者は、個人情報保護の観点に立って、個人情報の管理に十分な配慮を行い、資料の保管、廃棄、等について適切な対処をしなければならない。③学術調査としての社会調査の行動規範を研究機関や学会等において早急に整備し、調査研究者に周知を図るとともに、その遵守を保障する体制を整備する必要がある。④調査結果の一次データが学術的公共財として有効適切に活用されるように社会調査データの保管サービスの機能を果たす施設の整備・強化と一次データの寄託を積極的に進めなければならない。」としている。

この稿が公刊される時には、学術会議のホームページで全文が公開されているはずである。これからのこの問題の方向づけとして参照されたい。

この分野の研究者としては、現在総務省の懇談会（「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」）で検討されている報告書（素案）の改訂にも反映されることを期待して結びとしたい。

- 1) 数理統計学的にはここで言及したようには単純ではない。詳細は竹村彰通教授研究代表者の研究のまとめである『統計数理』の特集号（2004年）を参照されたい。ただ各国の統計部局の動きは事実上の匿名性原則に基づいて運用され始めている。

まつだ・よしろう 東京国際大学経済学部教授。最近の主な著書には、『ミクロ統計データの描く社会経済像』（日本評論社、1999年）。経済統計論専攻。